［削る］

［削る］

［削る］

（中長期計画に定めた不要財産の払戻しの催告に係る通知）

第十一条　機構は、通則法第四十四条第三項の中長期計画において通則法第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合において、通則法第四十六条の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）について、出資者に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として総務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しようとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を総務大臣に通知しなければならない。

２　総務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

（催告の方法）

第十二条　通則法第四十六条の三第一項に規定する主務省令で定める不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）に係る民間出資の払戻しに係る催告の方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による提供とする。

一　民間等出資に係る不要財産の内容

二　通則法第四十六条の三第一項の規定に基づき当該不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨

三　通則法第四十六条の三第一項に規定する払戻しについて、次に掲げる方法のうち何れの方法によるかの別

イ　当該不要財産の払戻しをすること

ロ　通則法第四十六条の三第三項に規定する主務大臣が定める基準により算定した金額により払戻しをすること

四　当該払戻しを行う予定時期

五　第三号ロの方法による払戻しの場合における当該払戻しの見込額

２　前項の規定により催告するに際し、当該不要財産の評価額が当該不要財産の帳簿価額を超えることその他の事情があるため、払戻しの方法が前項第三号イの方法により難い場合には、その旨を当該催告の相手方に対し、通知するものとする。

（民間等出資に係る不要財産の譲渡の報告等）

第十三条　機構は、通則法第四十六条の三第三項の規定により民間等出資に係る不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を総務大臣に提出するものとする。

一　当該不要財産の内容

二　譲渡によって得られた収入の額

三　譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額

四　譲渡した時期

五　通則法第四十六条の三第二項の規定により払戻しを請求された持分の額

２　前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

３　総務大臣は、第一項の報告書の提出を受けたときは、通則法第四十六条の三第三項の規定により総務大臣が定める基準に従い算定した金額（当該算定した金額が第一項第五号の持分の額に満たない場合にあっては、当該持分のうち通則法第四十六条の三第三項の規定により総務大臣が定める額の持分を含む。）を機構に通知するものとする。